

子ども医療費助成制度を受けられる方へ

湯川村では、平成24年10月から18歳まで（18歳になる年度の3月31日）の医療費の一部自己負担を助成しています。

1 対象者

湯川村に住所を有し、健康保険に加入している18歳までのお子さんの保護者です。ただし、生活保護を受給している方は対象外となります。

2 助成方法について

医療機関窓口でお子さんの「保険証」と「受給資格証」を提示してください。（窓口での支払いはありません。ただし、保険診療分以外は請求されます。）受給資格証の提示がないと自己負担分が請求されます。

また、入院医療費が21,000円を超える場合は、いったんお支払いいただき、後日、申請してください。

3 医療機関等について

◆社会保険の方 ⇒ 原則、全国の医療機関で一部負担のお支払いはありません。

◆国民健康保険組合の方 ⇒ 会津管内の医療機関等でのみ適用となります。

※窓口で一部自己負担を支払った場合は、子ども医療費助成申請書に領収書を添付し、申請（償還払い）をしてください。

4 高額医療費及び付加給付について

健康保険から高額療養費や付加給付が支給される場合は、その額を控除した残額が助成の対象となります。子ども医療費助成申請書に療養費支給決定通知書を添付し、申請（償還払い）をしてください。

5 次のような場合は、その都度変更の手続きが必要です。

- ① 加入保険に変更が生じたとき
- ② 住所、氏名に変更が生じたとき